

市立豊中病院における診療記録の開示に関する要綱

平成18年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、市立豊中病院(以下「当院」という。)が保有する自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)のうち、診療記録の開示に係る事務について、豊中市の個人情報保護制度を鑑み、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療記録 診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、検査画像、診療情報提供書及び退院時要約その他の診察の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。
- (2) 診療記録の開示 第3条に規定する者の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

(開示申出)

第3条 当院は、本人(未成年者若しくは成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人(以下「法定代理人」という。)又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)を含む。)から当該本人の情報に関する診療記録の開示の申出(以下「開示申出」という。)があった場合は、当該診療記録の提供に努めるものとする。

2 前項に定める者を除くほか、次の各号のいずれかに掲げる者(法定代理人を含む。)から当該各号に定める情報に関する開示申出があった場合は、当該診療記録の提供に努めるものとする。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報
- (3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (4) 診療記録開示検討委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて開示の申出を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示申出の手続)

第4条 開示申出は、本人又は法定代理人若しくは任意代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した市立豊中病院診療記録開示申出書(第1号様式)(以下「開示申出書」という。)を豊中市病院事業管理者(以下「病院事業管理者」という。)に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所

(2) 開示申出に係る診療記録を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業管理者が必要と認める事項

2 前項の場合において、開示申出をする者は、病院事業管理者に対し、開示申出に係る診療記録の本人又は法定代理人若しくは任意代理人本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 開示申出が法定代理人又は任意代理人によるものであるときは、当該申出者は、法定代理人又は任意代理人であることを証する書面を提示し、又は提出しなければならない。

4 前条第2項の規定により開示申出をする者は、第2項に定めるもののほか、前条第2項の各号に掲げる者であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

5 開示申出が任意代理人によるものであるときは、当該開示申出が本人の意思であることを証する書面を提示し、又は提出しなければならない。

6 病院事業管理者は、第1項に規定する開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、その補正を求めなければならない。ただし、開示申出時において補正することができない場合は、速やかに相当の期間を定めて開示申出者に市立豊中病院診療記録開示申出書の補正通知書(第2号様式)により補正を求めるものとする。

7 病院事業管理者は、開示申出者が補正に応じないときは、申出に応じないものとする。

8 開示申出書の收受に当たっては、開示の範囲及び開示申出者の確認を行う必要があるため、郵送、電話、ファクシミリ、電子メールによる開示申出の受付は認めないものとする。ただし、病院事業管理者が適当と認める場合は、この限りでない。

(開示義務)

第5条 病院事業管理者は、開示申出があったときは、開示申出者に対し、当該開示申出に係る診療記録を開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は診療記録の開示の全部又は一部を拒むことができる。

(1) 患者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 患者本人が不開示の意思を表明しているとき。

(3) 開示することにより、市、国、他の地方公共団体その他の公共団体及び開示申出者以外のもの(以下「第三者」という。)の権利利益を害するおそれがあるとき。

(4) 開示申出に係る患者本人又は法定代理人若しくは任意代理人であることを証する書類の提示又は提出がなかったとき。

(5) 開示申出された診療記録の開示が法令により禁止されているとき。

(6) 開示申出に係る診療記録が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき。

(7) 開示申出された診療記録が存在しないとき。

(8) 診療記録の開示を不相当とする事由があると病院事業管理者が認めるとき。

(開示決定等)

第6条 診療記録に係る全部若しくは一部の開示又は全部を開示しない決定（以下「開示決定等」という。）は、市立豊中病院事務決裁規程（平成23年病院事業管理規程第5号）の定めるところにより、市立豊中病院医療情報室長（以下「医療情報室長」という。）が行うものとする。

2 開示決定等は、開示申出があった日から14日以内に行うものとする。ただし、第4条第6項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

3 前項の規定にかかわらず、開示申出に係る診療記録の内容が大量又は複雑であり、判断に時間を要する場合は、開示申出があった日から14日を超えて開示決定等を行うことができる。ただし、この場合にあつても豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号。以下「条例」という。）第4条及び第5条に規定により決定する場合における期限を超えることはできない。

4 開示決定等の期間を延長する場合は、文書により、延長の期間、延長後の期限及び延長の理由を通知しなければならない。この場合には、市立豊中病院診療記録開示決定等期間延長通知書（第3号様式）により、その旨を開示申出者に通知するものとする。

5 開示申出に係る診療記録に第三者の情報が記録されているときは、当該第三者の権利利益が不当に侵害されることがないように、必要な措置を講じるものとする。

6 医療情報室長は、開示申出に係る診療記録の開示決定等をしたときは、次の各号に掲げる通知書により、その旨を開示申出者に通知し、併せて当該通知書の写し1部を保存するものとする。

(1) 全部開示の場合 市立豊中病院診療記録開示決定通知書（第4号様式）

(2) 一部開示の場合 市立豊中病院診療記録部分開示決定通知書（第5号様式）

(3) 不開示の場合 市立豊中病院診療記録不開示決定通知書（第6号様式）

(4) 存否応答拒否の場合 開示申出に係る市立豊中病院診療記録存否応答拒否決定通知書（第7号様式）

(5) 不存在の場合 市立豊中病院診療記録不存在による不開示決定通知書（第8号様式）

7 医療情報室長は、開示決定等にあたり、委員会の意見を聴くことができる。

（開示事務担当）

第7条 診療記録の開示に係る事務は、市立豊中病院医療情報室診療情報管理係（以下「担当係」という。）において行うものとする。

2 担当係は、診療記録の開示に係る事務を行うに当たり、第4条第1項から第4項までの規定に基づき、開示申出者より書類の提示を受けた場合は、当該書類の写しをとり、開示申出書とともに保存するものとする。

（開示方法）

第8条 診療記録の開示は、当該診療記録が文書又はフィルムに記録されているときは、これらの原本を閲覧又は写しの交付により行うものとする。また、電磁的に記録されているときは、別に定める方法により行う。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、診療記

録を複写したものの閲覧又は写しの交付により開示することができる。

- (1) 汚損され、又は破損されるおそれがあるとき。
- (2) 部分開示を行うとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

2 その他の診療記録の閲覧及び写し等の交付の方法は、当該診療記録の種類及び記録形態に応じて病院事業管理者が定める方法によるものとする。

3 診療記録の写し等は、診療記録の開示申出のあった文書1件につき1部とする。

(開示の実施)

第9条 診療記録の開示の実施は、決定通知書により指定した日時に担当係において行うものとする。

2 診療記録の開示は、次の各号に定める方法により、開示申出者が指定した日時に来院しなかった場合の措置を講じるものとする。

- (1) 開示申出者からあらかじめ指定の日時に来院できない旨の連絡があった場合は、別の日時を定めて診療記録の開示を行うものとする。この場合、新たに通知書は交付しない。
- (2) 開示申出者が指定の日時に前号の連絡なく来院しなかった場合は、診療記録の開示の実施についてその要否の確認を行い、開示を必要とする場合の措置は、前号に準ずる。

3 診療記録の写し等は、次の各号に定める額を交付に要する費用として徴収するものとする。

- (1) 写し等の交付に要する費用の額は、豊中市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年豊中市規則第13号。以下「施行規則」という。）別表に定める額に準じた額とする。
- (2) 画像記録用フィルムの写し等の作成に要する費用の額は、施行規則別表の備考の3に規定する市長が別に定める額に準じた額とする。

4 写し等の交付に要する費用は、豊中市病院事業会計規程（平成23年病院事業管理規程第10号）に基づき徴収し、領収書を交付する。

5 写し等の交付に要する費用の徴収は、医事課及び経営企画課経理係で行うものとする。

(報告)

第10条 医療情報室長は、条例第7条の定めるところにより、毎年度1回、この要綱の運用状況を取りまとめ、委員会及び豊中市総務部法務・コンプライアンス課長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、当院が行う診療記録の開示に係る事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和6年2月1日から施行する。
2. 改正後のこの要綱の適用については、令和5年4月1日以降に提出された第4条の規定による開示申出から適用する。